

すぎふあみ 便り

杉並区教育委員会が発信する
家庭教育情報。
保護者が家庭や地域でより豊かに
子育てするためのヒントをお伝えします。

インクルーシブは なぜ大切？

杉並の教育の基本的な考え方を示した「教育ビジョン2022」は、区民誰もが「ちがいを認め合い、自分らしく生きる」ことを大切にしたい教育の柱のひとつに位置付けます。前回の教育ビジョン2012策定委員で、現在、インクルーシブな社会や教育の実現に取り組む野口晃菜さんに、その意義と実践のヒントを伺いました。

インクルーシブな社会はどのようなもので、なぜ必要なのですか？

インクルーシブ自体、包摂的と訳されます。その社会の定義は「差別のない社会」など複数ありますが、私は「多様な人がいることが前提となっている社会」と考えています。そもそも社会は、属性、人種、性別、特性、障害の有無などが異なるさまざまな人で構成されるからです。

ところが、マジョリティが基準であらゆる属性を考慮せずに制度設計されているため、格差や障壁が生まれ、我慢を強いられ、不利益を被る人たちがいます。例えば、障害のある人の就労が前提でないことで経済的困難に陥りやすいとか、従来、女性のケア労働が暗黙知とされてきたことで、性別による賃金格差が是正されないなど。属性などに由来する不利益をなくすことは、共生社会の前提です。

多様性を基盤とする公正な社会の根源には、誰もが尊厳を守られ、人権を保障されることがあります。その実現にインクルーシブの概念は不可欠なのです。

具体的にどのように取り組み、何に気を付ければよいのでしょうか

私が専門としてきた障害の分野でいうと、個人の障害が障壁をつくり、治療などで社会への適応を促すこれまでの「医学モデル」から、障壁は個人の障害に由来せず社会が生み出すという「社会モデル」の考え方への転換が重要になっています。

障害のある人が何らかの困難を抱える場合、それはその人の障害そのものではなく、障害のない人を中心に社会がつくられていることによって困難が生じると捉えます。2014年に日本が批准した国連の「障害者権利条約」で提唱された後、2016年には国内法「障害者差別解消法」が施行され、昨年4月には、行政機関などだけでなく民間の事業者にも「合理的配慮

Profile



野口晃菜（のぐち・あきな）さん

博士（障害科学）。一般社団法人UNIVA理事。小6でアメリカに渡り、障害児教育に关心を持つ。2018年筑波大大学院で博士号取得。小学校講師等を経て、現在、中教審の教育課程企画特別部会委員。おもな著書に『発達障害の子どもが「困らない」学校生活へ』（共著／NHK出版）など。

（＊）の提供」を義務化する法改正がなされました。

法整備を踏まえ、実社会で具現化していくには、一人ひとりがまず自分の権利を知り、権利が保障されているかに敏感になることが大切です。この「社会モデル」の考え方では、障害のある人だけでなく、多様なマイノリティの人たちにも当てはまります。これまで当然視され見過ごされてきた社会的障壁（バリア）を取り除き、マイノリティの不利益を前提とした社会のあり方を見直す視点をもたらすからです。

権利保障、差別解消のために、保護者が日ごろできることはありますか

はい。例えば、学校で子どもの権利が守られないといします。その背景には、時間的に余裕がなく手が回らないなど、教員の労働者としての権利が守られていない実態があるかもしれません。それぞれの立場の権利保障の観点から対話を試みたり、意思決定の場に参加したりして声を届けられるとよいでしょう。

合理的配慮の表明や、さまざまなマイノリティが声をあげることは、ハードルが高いことです。だからこそ最初からバリアをなるべく解消したつくりにしたり、声をあげにくい人が相談しやすい環境をつくったりすることは、子どもも教員も保護者も、困ったときに誰かに相談でき、誰もが声を届けやすくなることにつながるのではないかでしょうか。

差別が日常生活の構造の中に埋め込まれていると、差別される側は社会の中で権力のあるマジョリティから、気づかぬうちに抑圧を受けてしまいます。例えば、大人が抑圧を受けているなら、それが別の形でさらに弱い人、子どもへと向かうこともあります。自分自身のマジョリティ性、マイノリティ性を知り、社会構造にどのような影響を受けているのか、自分の権利が侵害されていないか、他者の権利を侵害していないかを、普段から意識できるといいですね。

（＊）障害のある人から「社会的障壁（バリア）を取り除く何らかの対応が必要」と伝えられた場合、行政機関等や事業者が過重な負担でない範囲で行う合理的な対応。

家庭教育講座（教育委員会主催）のご案内

家庭教育講座の窓から

スマホトラブルから子どもを守るには

・日時：令和7年8月2日（土）10:00～

・会場：セシオン杉並（定員40名）

・対象：杉並区在住・在勤の小・中学生の保護者

・お問い合わせ：03-5307-0759

✉ katei-kyouiku@city.suginami.lg.jp



■講座の企画や相談、開催予定などは、杉並区教育委員会事務局 学校支援課 家庭・地域教育担当まで
[お問い合わせ] 電話：03-5307-0759（直通） ✉ katei-kyouiku@city.suginami.lg.jp